

報告会社 御中

一般社団法人  
近畿ブロック昇降機等検査協議会



令和6年8月分 受付状況ご通知（月報）

拝啓、貴社ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素は定期検査報告につきまして格別のご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、8月度の受付台数は13,430台で前年同月比97.3%です。

つきましては、下記の項目についてご連絡致しますのでよろしくお願い申し上げます。

敬具

記

## 1. 建築基準法等に基づく告示の制定・改正について（令和6年 国土交通省告示 第974号）

令和6年6月28日付の官報で、「建築物の定期調査報告における調査及び定期点検における点検の項目、方法及び結果の判定基準並びに調査結果表を定める件等の一部を改正する告示」が公布され、令和7年7月1日から施行されることになりました。

内容は平成20年国土交通省告示第283号（昇降機）及び第284号（遊戯施設）の一部が改正となります。

### 【改正箇所】

#### (1) 昇降機及び遊戯施設（検査方法の文言が一部変更）

- ・（は）検査方法⇒旧：目視により確認する。

新：目視又はこれに類する方法（以下「目視等」という）により確認する。

センサー・カメラ等、新技術を活用することにより合理的な検査を可能にするため「目視等」に改正

#### (2) 油圧エレベーター（検査事項の一部が削除）

- ・（い）検査項目⇒1-(二)機械室内の状況並びに照明装置及び換気設備等で、

（ろ）検査事項の防油堤の状況・標識の状況・消火設備の状況が削除。

構造基準では基準適合を求めている一方で、検査基準において基準適合を求めているため削除

#### (3) 小荷物専用昇降機（検査項目ごと削除）

- ・（い）検査項目⇒1-(二)点検用コンセントが削除。 >>> （設置・破損・通電の状況が削除）

同上

## 2. 検査結果表等の様式の加工について

定期検査報告書の検査結果表や、別添1様式・別添2様式を加工（一部文言等の変更や削除）し、提出されている報告書が散見されます。

（例）ロープ式検査結果表⇒正：6(4)緩衝器及び緩衝材

誤：6(4)緩衝器又は緩衝材 >>> “及び”が“又は”になっています。

※旧様式では“又は”でしたが、平成28年より“及び”に改正されています。

（例）別添1様式

ブレーキパッドの取付位置⇒正：□右 □左

誤：□上 □下 >>> 右左を上下に変更している。

※右左を上下に変更する場合は、右左を抹消し上下の文字を追記してください。

定期検査報告書は、建築基準法施行規則第三十六号の四様式及び五様式に則り作成する必要があります。（第一面）や（第二面）等も含め、検査結果表、別添1・2様式についても加工することは止めていただきますようお願いいたします。

場合によっては返却対象とさせていただきますのでご注意願います。

### **3. 昇降機等定期検査実務要綱・昇降機定期検査報告書作成要領の配布について**

令和6年9月17日(火)・18日(水)の「昇降機等検査員地域講習会」開催後、「昇降機等定期検査実務要綱」等を要望される報告会社様は、添付の「実務要綱・作成要領 申請書」をメールまたはFAXでご連絡いただきますようお願いします。

尚、申請数が多い場合は調整させていただく場合があります。また送料については着払いとさせていただきますので承願います。

以上